平成２９年（フ）第２０９４号
札幌市北区篠路４条５丁目５番18号　坂井マンション３号
債務者　佐藤　孝司
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０９７号
札幌市豊平区美園５条１丁目１番７号
債務者　張間　ゆか
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１２８号
札幌市北区北25条西５丁目３番６―402号
債務者　藤原　秀樹
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１３９号
札幌市東区北30条東18丁目４番18―105号
債務者　池端　健一（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１５７号
札幌市中央区南19条西８丁目１番15―503号
債務者　佐藤　良房
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３１号
釧路市春採５丁目10番20号　スカイハイツ103、申立前の住所釧路市緑ケ岡１丁目21番３号　グリンヒル５号室
債務者　西村　弘樹
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２３７号
釧路市旭町24番1031号
債務者　江本みさと
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３２４号
盛岡市みたけ６丁目11番１号　ハイカムール201号
債務者　佐藤　朝紀
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３３８号
盛岡市境田町３番37号　ユアハウス105号
債務者　佐々木明恵
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３６７号
盛岡市愛宕町11番10―304号
債務者　堀江　信子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３７１号
盛岡市上堂１丁目５番52号　アーバンフラットＡ201号
債務者　石川　義樹
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２３０号
群馬県高崎市下室田町1398番地96
債務者　松本　国明
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２３３号
群馬県高崎市上中居町543番地１　キャピタル薬師101号
債務者　横山　大樹
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２１８号
埼玉県新座市栄５丁目３番13号　サンライズ203号、住民票上の住所埼玉県新座市栄５丁目３番13号
債務者　森　謙一郎
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６６号
埼玉県志木市下宗岡４丁目29番33号
債務者　廣野　繁光
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６７０号
埼玉県三郷市早稲田２丁目29番地４
債務者　渋谷　久男
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
千葉県旭市川口427番地１
債務者　岡野　良雄
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９号
千葉県旭市川口427番地１
債務者　岡野　公子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係